

議案第 49 号

桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会設置条例案

桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会設置条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 5 月 31 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会設置条例

(設置)

第1条 令和5年12月18日に公表した生活保護に関する不適切な事務処理及び対応(以下「不適切事案」という。)について、客観的かつ公正な第三者の立場から検証を行い、その原因究明と再発防止の徹底を図ること及び桐生市の生活保護業務の執行全般について検証を行うことを目的に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 不適切事案の原因の究明に関すること。
- (2) 今後の生活保護に関する事務執行のあり方に関すること。
- (3) 再発防止策に関すること。
- (4) 不適切事案以外の桐生市の生活保護業務の執行に関すること。
- (5) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、4名以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) 行政経験者
- (4) 社会福祉士

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、第2条の規定による報告の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決する

ところによる。

- 4 第 2 条の規定による検証及び再発防止策の提言を行うときは、委員会はその結果について報告書を作成し、会議の議決を経て、市長へ提出しなければならない。
(関係者の出席)

第 7 条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明若しくは報告又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開と会議録の作成)

第 8 条 委員会の会議は、公開とする。ただし、必要と認める場合は、委員長が会議に諮って、公開しないことができる。

- 2 委員会は、会議に際し、会議録を作成する。

(守秘義務)

第 9 条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬)

第 10 条 委員に支給する報酬の額は、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第 2 条に規定する事項に係る業務に従事したものとして市長が認める場合
1 時間当たり 1 万円
 - (2) 第 6 条の会議に従事した場合 1 日当たり 2 万円
- 2 前項の報酬の支給方法については、同項第 1 号の規定により支給するものにあつては桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年桐生市条例第 18 号)の規定の例により、同項第 2 号の規定により支給するものにあつては特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例(昭和 31 年桐生市条例第 19 号)の規定の例による。

(庶務)

第 11 条 委員会の庶務は、総務部人材育成課において処理する。

(補則)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、第 2 条の規定による報告の日から起算して 2 か月を経過した日にその効力を失う。

議 案 説 明

議案第 49 号 桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会設置条例案

現在、要綱により設置している「桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会」について、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく桐生市の附属機関としての委員会とするため、新たに条例を制定しようとするものです。